

**「土壌汚染対策法に基づく政省令に規定する内容（案）」
に関する国民の皆様からの意見募集結果について**

平成１４年１１月

環 境 省 環 境 管 理 局
水 環 境 部 土 壌 環 境 課

土壌汚染対策法に基づく政省令に規定する内容のうち、中央環境審議会において審議された技術的事項を除くものについては、環境省において案を取りまとめ、平成１４年８月７日から９月３日まで、広く国民からの意見募集を行ったところ。

このたび寄せられた意見の概要及びそれに対する考え方について取りまとめたので、公表する。

【意見の提出状況】

持参によるもの	１通
郵送によるもの	３通
F A X によるもの	３０通
電子メールによるもの	９２通
合 計	１２６通

意見の延べ総数	４７１件
---------	------

「土壌汚染対策法に基づく政省令に規定する内容（案）」への 意見の概要及び意見に対する考え方について

1 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地

(1) 調査の対象物質

意 見 の 概 要	意見に対する考え方
1. 「資料等調査で過去に使用した可能性がある物質」を追加すべきである。古くから工業化が進んだ地域では、工場の移転や用途改変が既に行われた工場等が多く、これらの施設で使用された物質も調査の対象とする必要があると思われる。	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地の調査については、その有害物質使用特定施設を設置していた事業者が営んでいた事業に関する履歴等に基づく調査までと考えており、それ以前の土地の使用履歴により汚染の存在のおそれがある場合には、それが明らかとなった際に人の健康に係る被害の防止の観点から必要に応じて法第4条の調査命令が発動されることとなります。
2. 自治体によっては政令案に示されている物質以外についても、条例もしくは要綱で調査対象としているので整合性をとってほしい。	土壌汚染対策法に基づく調査・措置の対象となる物質は、これまでに得られている科学的知見に基づき中央環境審議会において御審議いただいた結果を踏まえて決めるものです。なお、それ以外の物質について自治体が当該地域の状況等を踏まえて独自に条例・要綱等において規制対象とすることについては自治体の判断であると考えます。

(2) 調査を行う必要がない場合

意 見 の 概 要	意見に対する考え方
1-1. 「ア」「イ」「ウ」に掲げられている「調査を行う必要がない場合」は、有害物質使用特定施設で使用されてきた特定有害物質の種類によっては地下水への混入によりこれが容易に敷地外に漏出することから、いずれも調査を行うことを要すると考える。	ここで「調査を行う必要がない」としているのは、「有害物質使用特定施設の使用を廃止した際の調査」であり、当該土地の周辺で地下水の飲用利用等がある場合で、近隣で地下水汚染が発見されて当該土地にその原因となる土壌汚染が存在する蓋然性が高い場合には、「ア」
1-2. 地下水汚染を待って調査を開始したのでは汚染が拡大してしまい、その対策に莫大な経費がかかるため、「(2) 調査を行う必要がない場合」を全て削除すべきである。	「イ」の場合は法第4条の調査命令が発動され、「ウ」の場合は鉱山保安法に基づき同様の命令が発動されることになることから、ここでは原案どおりとすることが適当と考えます。
1-3. イ「小規模な事業場」の場合でも、地下水汚染があれば法第1条に反することにな	

るので調査は必要である。(3件)	
2. 調査が不要な業種を明確化させるため、調査を行う必要がない「事業場」の定義を明確にしてほしい。例えば、「倉庫」や「物流ターミナル」が含まれると考えてよいか。	ここで対象としているのは、有害物質使用特定施設を設置している事業場です。「倉庫」や「物流ターミナル」が含まれるかどうかは、そこに有害物質使用特定施設を設置しているかどうかで決まります。
3. 現在使用している特定施設、あるいは過去に使用していて現在はすでに廃止されている特定施設の土壌汚染についての規定が必要ではないか。	現在使用している特定施設が設置されている工場等の敷地であっても、既に廃止されている特定施設が設置されていた敷地であっても、土壌汚染のおそれ明らかとなった際に、人の健康に係る被害の防止の観点から必要に応じて法第4条の調査命令が発動されることとなります。
4. 現行の労働安全衛生法等では土壌汚染まで十分に管理されていないので、アを削除すべきである。(3件)	アについては、有害物質使用特定施設を廃止した場合でも、工場・事業場として一定の管理下に置かれることとなれば、引き続き従業員等以外の者が立ち入ることができない場合には従業員等以外の人に対する直接摂取によるリスクが発生しないこと等が担保されていると考えられるため、法第3条の調査を猶予することとしているところです。なお、土壌汚染によるものに限らず、工場・事業場における従業員等に対する健康影響については労働安全衛生法により適切に管理されていると考えています。
5. 工場・事業場を廃止するまで調査を行わないとすると、有害物質を使用した実績を把握するのが困難になるので、特定施設の使用を廃止した場合速やかに周辺の土壌の調査を実施すべきではないか。	調査を猶予する考え方は4.で述べたとおりですが、有害物質使用特定施設を廃止した時点での有害物質の使用実績等を把握して記録しておくことは必要と考えています。
6. 飲用井戸がないことを理由に地質汚染を放置した結果、湧水を通して表流水を汚染している例がある。このような汚染の放置は汚染範囲の広域化・難透水層の汚染を招き、その対策にかかる時間・費用は莫大なものとなる。当面周囲での地下水の利用がないことや、住民が立ち入れないことを理由に調査をしなくてもよいようなことをわざわざ述べる必要はない。	法第4条の調査は、地下水が飲用に供されている場合だけでなく、公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合にも命令を発動することとしています。また、直接摂取によるリスクは人が立ち入れないところでは発生しないものであり、そのような土地利用である限りではこのリスクの観点からは調査の必要はないと考えます。
7. アはA工場→A工場のみを意味するのか。所有権が移転するA工場→B工場の場合も適用され、調査を行うことを要しないのか。	所有権が移転するA工場→B工場の場合も、引き続き従業員等以外の者が立ち入ることができない場合には調査を行うことを要しません。

(2 件) 8 . イ「小規模な事業場」は人によって捉え方が異なる可能性があるので、具体的な目安を定めた方がよい。	ここでいう「小規模」とは、居住部分と比較して事業場部分が著しく大規模でないなど、その敷地が全体として居住と事業に兼用されていると一般に認識される程度に事業の規模が小規模であることを想定しており、具体的な目安を定めることは考えていません。
9 . ウ「鉱山法に基づく命令の対象になる事業場の敷地または跡地」で、事業場建設当時は住宅地から離れていたが現在は市街地になったところもある。市街地の場合は汚染が浸透、拡散したら取り返しがつかなくなるので調査の対象とすべきである。	鉱山の跡地で一定の期間が経過し、既に市街地になっている土地については、鉱山保安法の適用を受けずに土壤汚染対策法に基づき必要な調査・措置が行われることになります。
10 . 鉱山保安法第 26 条の命令がなく 5 年以上経過し、義務者不存在となった場合も調査対象となるのか。その場合、堆積場、露天掘り跡等も対象となるのか。	堆積場、露天掘り跡等であっても、鉱山保安法第 26 条の命令がなく 5 年以上経過して、鉱山保安法の適用を受けていない場合には、土壤汚染対策法の対象となります。
11 . イタイタイ病の発生源たる三井金属・神岡鉱山の亜鉛電解工場敷地では、環境基準を大幅に上回る土壤汚染と、排水基準を大幅に上回る汚染地下水の北陸電力発電用水路への流入があった。このように金属鉱山や精錬所敷地では、必然的に重金属による土壤・地下水汚染が起こりやすいので調査対象とすべきである。なお、経済産業省と環境省は、土壤汚染対策法の閣議決定に際し、「鉱山保安法管理区域は、第 3 条第 1 項ただし書きを適用して調査・報告を免除する」という局長間の覚書をかわしたが、鉱山保安法では、土壤・地下水汚染までは十分管理されていない。よって、ウは削除すべきである。(2 件)	鉱山保安法管理区域において土壤・地下水汚染が生じた場合には、鉱山保安法により土壤汚染対策法と同様の対策が行われることとなりますので、原案どおりとすることで問題は生じないものと考えます。
12 - 1 . を削除すべきである。人の健康被害を防止する観点からは、敷地面積の大小によらず法に基づいて汚染状況調査を実施すべきである。(7 件) 12 - 2 . 100㎡単位で調査が必要としているのに、敷地の面積が300㎡以下の場合は何故調査を必要としないのか不明であり、根拠を示すべきである。(2 件) 12 - 3 . を削除し、「工場・事業場の周辺	本項目は、本年 1 月の中央環境審議会答申「今後の土壤環境保全対策の在り方について」における「中小企業者に対する配慮」の中で、「狭小敷地の事業者が本制度に係る措置を円滑に実施するためには、当該事業者に対する啓発や能力向上等の準備が必要である」とされたことを踏まえたものであり、あくまで中小企業者の中でも零細な狭小敷地の事業者に対する配慮事項として、零細企業の営業実態等を勘案しつ

で地下水等の摂取によるリスクがない場合には調査を行うことを要しない。」と修正された。直接摂取によるリスクの観点は一アで示されているので、ここでは地下水等の摂取によるリスクの観点について記載すれば良い。	つ周辺で飲用利用等がなされていない土地であって可能な限り狭小な敷地として300㎡以下の敷地面積であれば、当分の間、地下水経由の健康被害の観点からの調査を行うことを要しないこととしたものです。
13-1. の文面では、有害物質の直接摂取に係わる項目の調査を行う必要があるように読みとれるので、「地下水経由の健康被害の観点からの」を削除すべきではないか。 13-2. の場合、直接摂取によるリスクの観点からの調査は9項目で実施することとなるのか。何故、地下水摂取によるリスクの観点からの調査は必要ないのか。	の場合に調査を行うことを要しないとしたのは、周辺で地下水が飲用に利用されていないなどの時には、地下水等の摂取によるリスクが存在しないことから、地下水経由の健康被害の観点からの調査に限り、当分の間、行うことを要しないとしたものです。したがって、狭小敷地であっても、工場・事業場が廃止されて人が立ち入ることができる用途に供される場合には、直接摂取によるリスクの観点からの調査は行う必要があります。
14. 「工場・事業場の敷地の面積が300㎡以下」で調査を行うことを要しない場合は、都道府県知事に申請して確認を受けることとすべきである。申請・確認手続きを不要とした場合、周辺で地下水が飲用に利用されていても当事者がそれを知らないで調査不要と判断してしまう可能性がある。	有害物質使用特定施設を廃止した際には水質汚濁防止法に基づく廃止届出が行われることから、都道府県知事はこれにより法第3条の調査を行うことを要するかどうか判断することとなります。その際に、必要に応じ土地所有者等に照会をすることが考えられます。 また、土地所有者等としても必要であるにもかかわらず調査を行わなかった場合には罰則が適用されることから、土地所有者等の方からも確認がなされることになると考えています。
15. 「当分の間」については、将来的に調査義務が発生する懸念があり、土地の再利用に影響するため、その意味をある程度明確にすべきである。(2件)	「当分の間」については、零細な狭小敷地の事業者が、本法に基づく調査・措置を円滑に実施できるだけの能力向上等の準備が整う時点までとなりますが、現時点では具体的な期間は想定していません。
16. 調査の必要性は、使用した有害物質の量、使用期間や有害物質の性質を基準にすべきである。したがって、敷地面積が広い場合であっても使用した有害物質が少ない場合は調査する必要がないのではないか。	土壌の汚染は使用等の量よりも使用等のなされ方の方が問題であり、使用した有害物質が少ない場合であっても、有害物質使用特定施設において有害物質を使用等している場合には土壌を汚染する可能性がありますので、施設の廃止時に調査を行うことが必要と考えます。
17. 工場の一部閉鎖、一部売却に関する取扱が不明確である。工場敷地では、以前自社の廃棄物埋め立てや未処理廃液漏れがあった場所が、敷地内で更地になっており、そこだけ切り	有害物質使用特定施設を廃止して、そこを含む土地を切り売りする場合には法第3条の調査が必要となりますが、そうでない場合には当該調査は必要ありません。しかしながら、調査が

売りするケースが多い。したがって、工場自体は使用を継続しているが、敷地の一部を切り取って売却する場合、部分廃止として、調査を行なう必要があるのか不明である。	必要がない場合であっても、土壤汚染が存在する可能性があることが自ら分かっている場合には、自主的に調査・対策を行うことが望ましいと考えます。なお、汚染が存在することが明らかな場合等には、人の健康に係る被害の防止の観点から必要があれば法第 4 条の調査命令が発動されることとなります。
18 - 1 . の都道府県知事の確認が取り消された場合、取消時点の土地所有者等が調査を行うこととしているが、当該土地の履歴や従前の利用状況をより知悉している確認時点の土地所有者等が、取消時点の土地所有者等の同意を得た上で調査を行うべきである。 18 - 2 . 有害物質使用特定施設を廃止し、その後転売などで数回土地所有者が変わっても引き続き当該敷地が工場・事業場として使用され、その後初めて土地の形質の変更が行われる場合、本政省令（案）によれば、確認の取消の時点の土地所有者等（即ち現土地所有者）が土壤汚染状況調査を行うこととされている。しかし、数回に渡る土地所有者の変更で、現土地所有者が過去に当該敷地に有害物質使用特定施設が設置されていたことを知らない場合、調査を拒否され、また、過去の特定施設設置者又は土地所有者に連絡がつかず調査をしてもらえないなど、行政側が誰に調査をさせるのかを判断するのが困難になることが予想される。従って、このような場合に誰が土壤汚染状況調査を行うのかははっきり規定してほしい。	本法では、土地の危険な状態につき責任を有し、かつ、土地の掘削等を伴う調査を行う権原を有する土地所有者等に必要な限度の土壤汚染状況調査を行わせることとしておりますので、法第 3 条の調査は、当該調査を行うこととなった時点での土地所有者等が行うことが適当と考えます。したがって、法第 3 条第 1 項の確認を受けた土地については、当該確認が取り消されて調査が行われることとなった時点の土地所有者等に調査させることが適当と考えます。 なお、確認を受けた際の土地所有者等がその状態のまま他社に土地を転売する場合には、廃止された有害物質使用特定施設に係る情報等が適切に調査を行う土地所有者等に受け継がれることが重要と考えます。
19 . 法第 3 条の廃止時の調査を猶予された土地の状況と法第 5 条に基づく指定区域の状況について、都道府県はその状況を適宜、正確に把握しておく必要があるため、当該土地の土地所有者に対して、少なくとも年 1 回以上、当該土地に係る現況届の提出を義務付け、都道府県が当該土地の状況を正確に把握し、法の適正な執行を担保できる制度とすべきである。	御意見を踏まえ、法第 3 条第 1 項の確認を受けた土地所有者等には、1 年に 1 回程度都道府県知事に報告をしてもらう方向で検討します。
20 . で知事の確認を受けた土地が、土地の利用方法等は変更なく代替わりが行われた場合には、確認の効力は引き続き有効となることを	土地の利用方法を変更しない限り、確認の効力にも変更はなく引き続き有効となります。

(3) 調査の実施主体

意見なし。

(4) 報告の期限

意見の概要	意見に対する考え方
1 - 1 . 広大な土地の調査には時間がかかる上、費用が膨大となることから、複数の業者に競争入札させるための期間も見込む必要があるため、報告の期限を180日以内に修正してほしい。(18件) 1 - 2 . 広大な土地の調査などには時間を要するため、調査義務が発生した時点から90日以内に調査機関を選定し、調査を実施、報告書をまとめて報告することは、期間的に厳しい。「90日以内に報告できない特別の事情」について例を増やすべきである。	報告の期限は、120日以内に修正します。また、土地が広大で調査に長期間を要することは、期限(120日)内に報告できない特別の事情に該当し、都道府県知事に申請して期限の延長の措置を受けることができます。
2 . 調査義務発生時点から90日での報告は、各事業者の規模等によって計画、費用の捻出等に時間を要し負担が大きいと、報告の期限は都道府県知事と土地所有者等との協議の上、定めることと出来ないか。	規制内容の明確化の観点から原則となる期限を設定することは必要ですが、期限内に報告できない特別の事情がある場合には、都道府県知事が期限を延長することとしており、そのような事情の有無について、都道府県知事と土地所有者等の協議が行われると考えています。 なお、原則となる期限は、90日から120日に修正します。
3 . 金融機関等が担保権の実行等により不動産の所有権を取得した場合は、倒産処理等と平行して土地の調査も行わなければならない、90日では対応が極めて難しいため、報告の期限については弾力的に対応してほしい。	個別の状況をよく把握した上で、都道府県知事が的確に報告の期限の延長の判断を行うものと考えています。
4 . 「調査義務が発生した時点」は「有害物質使用特定施設を廃止した時点」なのか。明確に示す必要がある。(2件)	「調査義務が発生した時点」については、土地の所有者等と有害物質使用特定施設の設置者が同じである場合には当該施設を廃止した時点であること等、環境省令において明確にします。